

（２）事業実施済区間

都市計画事業以外の手法により、既に事業が実施された区間について、交差する都市計画道路との交差点間において現道の道路幅員が都市計画道路幅員とほぼ同じであるものの、現道の道路区域が都市計画道路区域と一致していない区間があります。これらの区間を、事業実施済区間と定義します。

事業実施済区間は、都市計画決定以前から道路が存在していた場合や、地形に合わせて整備を実施した場合に見られます。

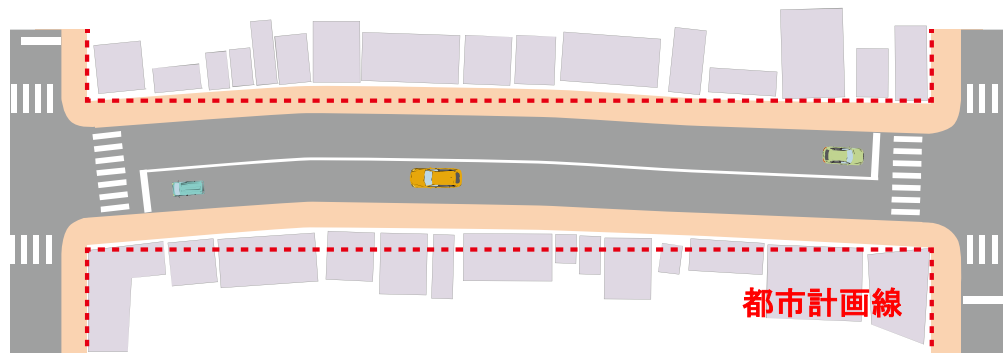


図 3-46 事業実施済区間のイメージ

検証対象

上記で定義した事業実施済区間としました。（対象箇所については、P66 の図 3-47 の予定路線の位置図参照）

検証方法

当該区間が道路構造条例等^[1]を満たしているかを考慮するとともに、安全かつ円滑な交通が確保されているかなどの地域の実情も踏まえ、現道に合わせて都市計画変更するかを検証しました。

検証結果

以上を踏まえ、事業実施済区間の【計画の変更】予定路線（区間）の一覧表及び位置図並びに箇所図を示します。

表 3-12 【計画の変更】予定路線（区間）の一覧表

No.	路線名	区間	所在区市町	延長 (m)	変更に向けた 検討主体
事-1	環状 6 号線	大崎陸橋付近	品川区	280	都
事-2	補助 145 号線	放射 18 号線～補助 146 号線	品川区	260	区
事-3	八王子 3・4・63 号線	八王子 3・3・1 号線付近～ 八王子 3・4・67 号線付近	八王子市	1,070	都
事-4	三鷹 3・4・20 号線	三鷹 3・4・19 号線付近～ 三鷹 3・2・2 号線付近	三鷹市	600	都

※ここで示す延長は目安であり、都市計画変更の延長とは異なる場合があります。

[1] P19 を参照してください。

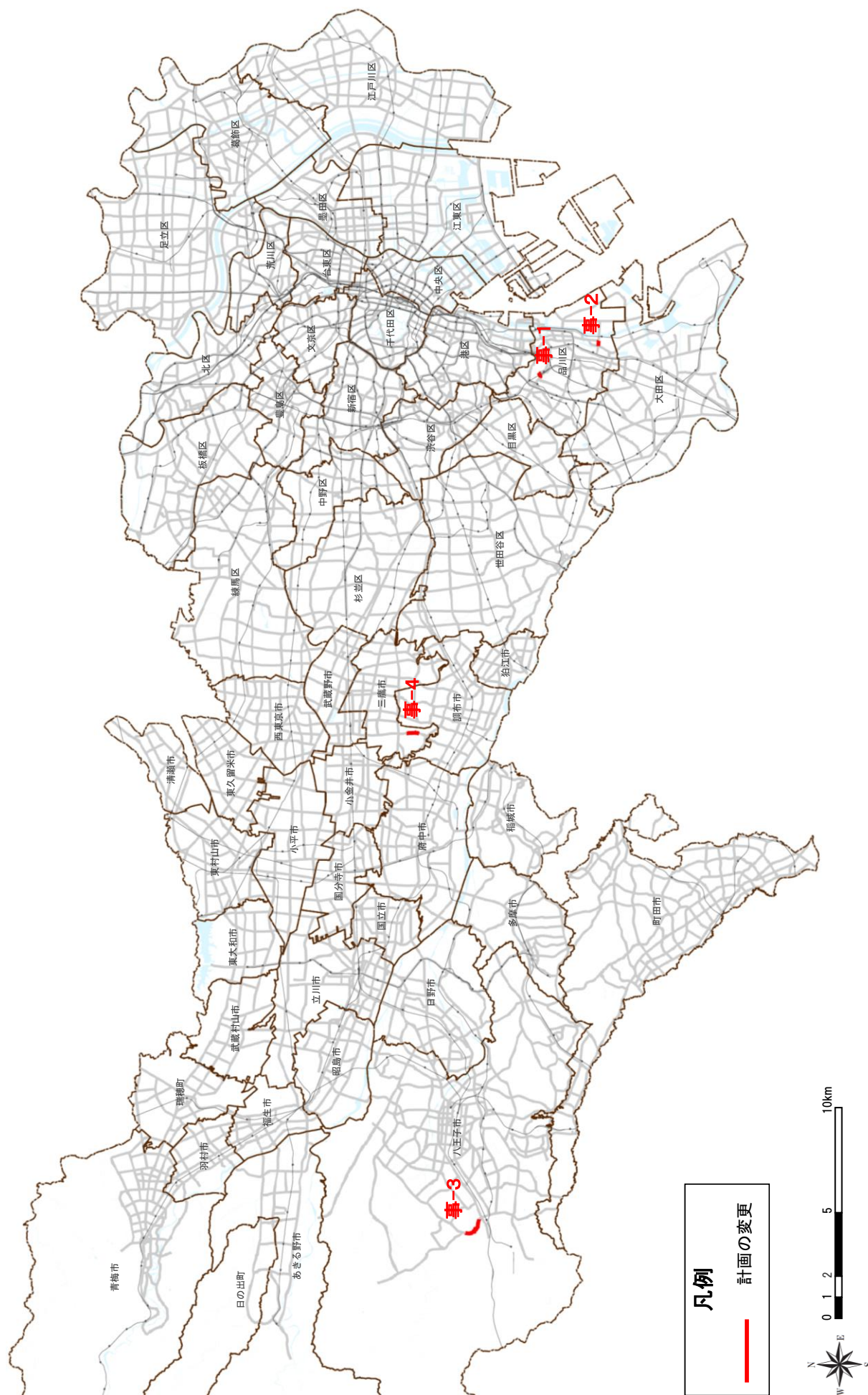


図 3 -47 【計画の変更】 予定路線の位置図

【事業実施済区間】

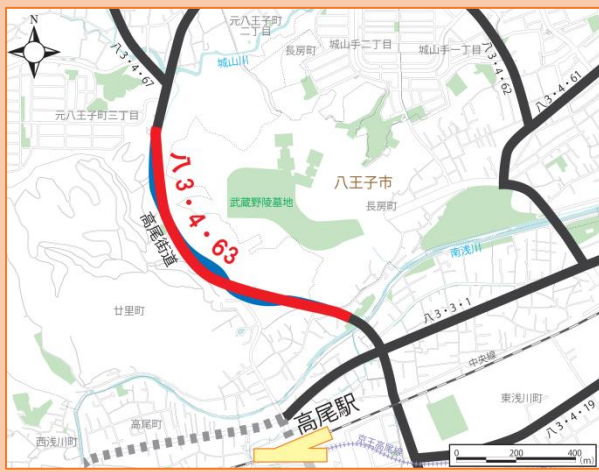
事-1 環状6号線



事-2 補助145号線



事-3 八王子3・4・63号線



事-4 三鷹3・4・20号線



変更予定路線： ■ 、 現道： ■ 、 完成又は事業中の路線： ■
 概成道路： ■ 、 現道無道路： ■ 、 区市町境： ■

図 3-48 【計画の変更】 予定路線の箇所図